

1 - 1 麻痺等の有無

分類	問	答
項目の定義	脳卒中など脳神経系の障害の後遺症による運動障害に加えて、筋力の低下も「麻痺等」とすべきか。	貴見の通り。なお、「動かない」場合には、関節可動域制限によるものも含まれるので留意されたい。
	パーキンソン病による筋肉の不随意的な運動によって日常生活に支障がある運動機能の低下は「麻痺等」に含まれるか。	貴見の通り。
	訪問調査の「麻痺等」には、主治医意見書の「麻痺」「失調・不随意運動」の両方が含まれるのか。意見書のいずれかの項目にチェックがある場合、「麻痺等」に該当する障害があると判断すべきか。	貴見の通り。
調査上の留意点	変形性脊椎症による湾曲異常が認められる場合、どの調査項目に該当するのか。	側湾症によって生じている障害があれば、その障害が該当する調査項目に関する「特記事項」に記載する。
選択肢の判断基準	下肢の随意運動が殆ど見られない寝たきり状態の場合、日常生活上に支障ないとの判断で「麻痺等」はないとすべきか。	筋肉の随意的な運動障害によって日常生活に支障がある寝たきりの状態であれば、「麻痺等」はあると判断する。
	「6. その他」に顔面神経の麻痺は含まれるか。	顔面神経麻痺に伴う筋肉の麻痺があり、それによって日常生活に支障が生じている場合は貴見の通り。部位や程度等については「特記事項」に具体的に記載する。
	前腕の欠損がある場合、どのように判断すべきか。	「6. その他」を選択し、具体的な欠損部位を「特記事項」に記載する。
	主治医意見書に前腕の欠損が記されており、訪問調査では「麻痺等」「関節可動域の制限」に該当がない場合、審査会で調査結果の修正をするべきか。	四肢の欠損があるが「麻痺等」「関節可動域制限」が認められない場合、特に調査結果の一部修正を行う必要はない。
	神経又は筋肉組織の損傷はなくても、重度の痴呆等を原因とする自発的な運動の欠如によって寝たきりの状態になっている場合、「麻痺等」の判断はどうすべきか。	痴呆によって寝たきりであって、筋肉の随意的な運動機能が失われている場合、該当すると判断する。
	右上肢及び手指に麻痺がある場合、「3. 右上肢」と「6. その他」を選択するのか。	貴見の通り。
	廃用症候群で両上下肢の拘縮が強く、その機能が果たせないため日常生活に支障がある場合、「麻痺等」もあるとすべきか。	寝たきりでも筋肉の随意的な運動障害がなれば、「麻痺等」はないと判断する。
その他	訪問調査と主治医意見書の判断基準が異なるため、両者の結果が不一致であっても、調査結果の一部修正は行わず、審査を行うべきか。	貴見の通り。

1 - 2 関節の動く範囲の制限の有無

分類	問	答
項目の定義	「関節の動く範囲が著しく狭くなっている状態」となっているが、「著しい」とはどの程度の状態を指すのか。	日常生活への支障があるかどうかに基づいて判断し、「関節可動域制限」やそれによる日常生活への支障の程度は「特記事項」に記載する。
調査上の留意点	変形性脊椎症による湾曲異常が認められる場合、どの調査項目に該当するのか。	側湾症によって生じている障害があれば、その障害が該当する調査項目に関する「特記事項」に記載する。
選択肢の判断基準	両側の制限と片側の制限とでは状態にかなりの差があると思われるが、選択肢で区別していないならば、二次判定において勘案すべきか。	「関節可動域制限」やそれによる日常生活への支障の程度は「特記事項」に記載し、二次判定において勘案する。
	右大腿部の半分以下から欠損している場合、足の関節の可動域の制限はどのように判断すべきか。	「6・足関節」には該当せず「7・その他」に該当すると判断し、具体的な欠損部位を「特記事項」に記載する。
	「関節可動域制限」はあっても自助具を使用して日常生活動作（ADL）は自立している場合、どのように判断すべきか。	自助具の使用によって日常生活への支障がなければ、「関節可動域制限」はないと判断し、使用している自助具について「特記事項」に記載する。
	脳梗塞後遺症で左片麻痺のため、左上肢が脱力状態であるが、「関節可動域制限」がないため、肩関節の脱臼を防ぐことを目的として三角巾を使用している場合、制限ありとすべきか。	「関節可動域制限」がなければ、該当しないと判断する。なお、この場合は「麻痺等」を該当するとすべき。
	パーキンソン病等によって他動的には「関節可動域制限」がなくても固縮のために関節の動きが悪い場合、「麻痺等」があり、「関節可動域制限」はないと判断すべきか。	貴見の通り。
その他	訪問調査と主治医意見書の判断基準が異なるため、両者の結果が不一致であっても、調査結果の一部修正は行わず、審査を行うべきか。	貴見の通り。

2 - 1 寝返り

分類	問	答
選択肢の判断基準	できる能力はあっても動作方法がわからず、指示をしてもできない場合、能力を勘案して「1. つかまらないでできる」と判断すべきか。	寝返りができると判断する根拠がないので、「3. できない」と判断する。
	「2. 何かにつかまればできる」という場合であって、時間を要してなんとかできるという状態について、「相当の時間」の基準を示した上でその時間以上を要する場合には「3. できない」と判断すべきではないか。	時間を要していても「2. 何かにつかまればできる」ならば、「2. 何かにつかまればできる」と判断する。

2 - 2 起き上がり

分類	問	答
選択肢の判断基準	「2. 何かにつかまればできる」という場合であって、時間を要してなんとかできるという状態について、「相当の時間」の基準を示した上でその時間以上を要する場合には「3. できない」と判断すべきではないか。	時間を要していても「2. 何かにつかまればできる」ならば、「2. 何かにつかまればできる」と判断する。

2 - 3 両足がついた状態での座位保持

分類	問	答
調査上の留意点	訪問調査の際、再現してもらうには危険なため、介護者からの聞き取りによって「4. できない」と判断したが、デイサービスは車椅子にて行っているということであったため、「3. 支えてもらえばできる」に変更すべきか。	デイサービスでは足がついた状態での座位保持が支えがあれば可能であれば貴見の通り。
選択肢の判断基準	調査対象者が両側の大腿部以下の下肢が欠損しており義足を使用していない場合、どのように判断すべきか。また、片側の欠損であり健足がついて可能な場合はどうか。	欠損していても座位を保持できれば、「1. できる」と判断する。日頃から義足を使用している場合、その状態に基づいて判断する。
その他	「2 - 3 両足がついた状態での座位保持」と「2 - 4 両足がつかない状態での座位保持」の状況を区別している意図は何か。	両者の状況の違いによって、介護に要する時間に差が認められるため。

2 - 4 両足がつかない状態での座位保持

分類	問	答
調査上の留意点	訪問調査の際は、再現してもらうには危険なため、介護者からの聞き取りによって「4.できない」と判断したが、デイサービスは車椅子にて行っているので「3.支えてもらえばできる」に変更すべきか。	デイサービスでは足がつかない状態での座位保持が支えがあれば可能であれば貴見の通り。
選択肢の判断基準	「3.支えてもらえばできる」には「ベルト・座位保持装置等で固定すれば座位ができる場合も含まれる。」とあるが、ベルトで固定すれば誰でも座位保持が可能ではないか。	ベルト等を用いても座位保持ができない重篤な場合を除外する観点から判断基準を設けている。

2 - 5 両足での立位保持

分類	問	答
選択肢の判断基準	片足が欠損している場合、どのように判断すべきか。	立位を保持できない場合、「3.できない」と判断する。
	右大腿部から欠損しており、義足はつけず松葉杖を使用している場合、「2.何か支えがあればできる」と判断すべきか。	松葉杖につかまれば立位を保持できる場合は貴見の通り。
	両足が欠損しているが、日頃は両手を使って移乗や浴槽の出入りなどが可能な場合、「3.できない」と判断すべきか。	日頃から補装具等を用いても立位を保持できない場合、「3.できない」と判断する。

2 - 6 歩行

分類	問	答
選択肢の判断基準	視力障害者で介護者のひじを持つと歩行できる場合、「2.何かにつかまればできる」と判断すべきか。	貴見の通り。
	歩行可能であっても医師による歩行制限が行われている場合は「3.できない」とすることになっているが、理学療法士等による場合も、同様の取り扱いとすべきか。	貴見の通り。
	自分で装着できない補装具を装着し平行棒内では歩行できるが、家庭内では自力で補装具をつけることができないために、つたい歩き、手すりを持つての歩行は出来ない場合はどのように判断すべきか。	日頃の状況に基づいて判断する。
	日頃は、転倒防止のため常につえ又は歩行器を使用しているが、訪問調査の際にこれらを使用しないで、なんとか5メートル以上歩ける場合、「1.つかまらないでできる」と判断すべきか。	日頃、器具・器械を使用しているも、歩行可能であればその状態に基づいて判断する。
	日頃は車椅子のみであるが、歩行訓練時には平行棒につかまって歩行可能であれば、「2.何かにつかまればできる」と判断すべきか。	日頃、器具・器械を使用しても歩行可能であればその状態に基づいて判断する。
	パ・キンソン症候群などで非常に歩行バランスが悪く転倒しやすいため、常に見守りが必要な場合はどのように判断すべきか。	歩行時の状態に基づいて判断し、見守りが必要であることは「特記事項」に記載する。
	自力歩行が不安定なため、シルバーカーを使用して歩行している場合、「2.何かにつかまればできる」と判断すべきか。	貴見の通り。

2 - 7 移乗

分類	問	答
選択肢の判断基準	車椅子からトイレに移乗する際は常に介助を要しないが、トイレから車椅子に戻る際は常に介助を要する等、移乗行為のうち片方のみが自立している場合や移乗の種類によって介助の必要性が異なる場合、どのように判断すべきか。	より頻回に見られる状態に基づいて判断する。
	調査員が転倒の危険があるため「2.見守り」と判断したが、日頃は一人暮らしでそばにだれもいないため調査対象者自身が行っている場合、「1.自立」と判断すべきか。	より頻回に見られる状態に基づいて判断する。
	立位保持・歩行はまったくできないが、いざってどこへでも移動をしている場合、「1.自立」と判断すべきか。	貴見の通り。状況については「特記事項」に記載する。

3 - 2 片足での立位保持

分類	問	答
選択肢の判断基準	両足が欠損しているが、日頃は両手を使って移乗や浴槽の出入りなどが可能な場合でも、「3.できない」と判断すべきか。	立位保持が不可能であれば、「3.できない」と判断する。

3 - 3 一般家庭用浴槽の出入り

分類	問	答
選択肢の判断基準	デイサービス、デイケアを利用して おり、自宅で行っていない場合、当 該サービスの提供施設に状況を確認 した上で判断すべきか。また、その 旨「特記事項」に記載すべきか。	貴見の通り。
	調査対象者が週1回程度の入浴習慣 で自立している場合、「1．自立」 と判断すべきか。	貴見の通り。
	介護者が見守りする必要がある場 合、「2．一部介助」と判断すべき か。	貴見の通り。
	浴槽に入る習慣がない場合、心身の 状況に関係なく「4．行っていない」 と判断すべきか。	習慣がない場合は、一般家庭用浴槽 のふちを跨ぐ能力に基づいて判断す る。
	入浴サービスには移動入浴サービス も含まれるか。含まれる場合、移動 入浴サービスで実際に浴槽の出入り を行っていれば選択肢1から3のう ちのいずれかに該当し、行っていな ければ、行う習慣がない場合を除き 「4．行っていない」と判断すべき か。	貴見の通り。
	週1回の入浴サービスで、リフトを 用いて浴槽に入れている場合、抱え られて入浴していないので「3．全 介助」ではなく「4．行っていない」 と判断すべきか。	一般家庭用浴槽ではなく特殊浴槽に おいて機械浴を行っている場合は 「4．行っていない」と判断する。
	訪問入浴車の浴槽の出入りで、介護 者に抱えてもらって入浴する場合、 「3．全介助」と判断すべきか。	貴見の通り。

3 - 4 洗身

分類	問	答
調査上の留意点	特養の入浴サービスやデイサービスでの週1回程度の入浴の際に介護者が洗身を行っている場合、「3.全介助」と判断すべきか。	全介助になっている頻度が最も多い場合、「3.全介助」と判断する。
選択肢の判断基準	家庭では日常的に入浴しないため洗身を行っていないが、週に1回のデイサービスでの入浴では全介助である場合、家庭での状態がより頻度が多いとして、「4.行っていない」と判断すべきか。	入浴の際の洗身の状況に基づき、「3.全介助」と判断する。
	訪問入浴車を利用している場合、「3.全介助」と判断すべきか。	入浴の際の洗身の状況に基づき判断する。
	入浴する環境にないため自分で身体を拭いている場合、「4.行っていない」と判断すべきか。	入浴の習慣がない場合、能力に基づき判断する。

4 - 1 じょくそう(床ずれ)等の有無

分類	問	答
項目の定義	発赤状態(じょくそう 度)もじょくそう(床ずれ)に該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
調査上の留意点	じょくそう以外の皮膚疾患のために訪問看護による医学的管理を受けている場合、「8-11 じょくそうの処置」に該当しないと判断すべきか。	貴見の通り。
	じょくそうの大きさ、程度は「特記事項」に記載すべきか。	貴見の通り。
	気管切開の創処置を行っている場合、「じょくそう以外の皮膚疾患」に該当するか。	貴見の通り。

4 - 2 片手胸元持ち上げ

分類	問	答
項目の定義	胸元まで手首を持ち上げることができれば肘を持ち上げられなくとも該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
選択肢の判断基準	両手ともできるか片手しかできないかによって判断が異なることはないとしても、その状況を「特記事項」に記載すべきか。	貴見の通り。
	「2. 介助があればできる」に関する判断基準で、自分の手で介助できるのなら、介助する手の方は、胸元まで持ち上げられるのではないか。	肘を支えて片側の手だけが胸元に達する場合を含んでいる。
その他	自分で食事摂取が可能な機能レベルかどうかを判断すべきか。	食事摂取に限らず、行為ができることを評価する。

4 - 3 嚥下

分類	問	答
選択肢の判断基準	数回の嚥下を試行することによってようやく嚥下できる場合、「2. 見守りが必要」と判断すべきか。	試行を見守っているためによりやく嚥下できることを知っていると考えられ、また、「1. できる」にも「3. できない」にも該当しないため、「2. 見守りが必要」と判断する。

4 - 4 尿意・便意の有無

分類	問	答
項目の定義	頻尿は介護量に大きな影響があるので考慮すべきではないか。	頻尿によって、通常より介護の必要度が突出していると判断する場合には、「特記事項」に記載する。
選択肢の判断基準	「2．ときどき」の判断基準中の「排泄に結びつかない状態」とは、結果として、排尿・排便の行為が行われなかったことをいうのか。	貴見の通り。
	便意は意識しているが、その行為を介護者が定期的に浣腸等で対応している場合、「1．ある」と判断すべきか。	貴見の通り。
	便意はないが、自分で定期的に浣腸を実施している場合、「1．ある」と判断すべきか。	貴見の通り。
	日頃は尿意があるがまれに尿意を伝えられない場合や、ほとんど尿意を伝えられない場合、「2．ときどき」と判断すべきか。	貴見の通り。頻度は「特記事項」に記載する。
	人工肛門を造設している場合、「1．ある」と判断すべきか。	貴見の通り。

4 - 5 排尿後の後始末

分類	問	答
選択肢の判断基準	後始末が不十分であり直接的援助が必要であるにもかかわらず、行われていない場合、「3．直接的援助」と判断すべきか。	現に行われている状況に基づいて判断する。
	バルーンカテーテルを使用している調査対象者が何もできない場合、排尿に関わるすべての動作を介護者が行っているとみなし、「3．全介助」と判断すべきか。	貴見の通り。
	バルンカテーテルの挿入抜去が医師によってなされている場合、「3．直接的援助」と判断すべきか。	貴見の通り。
	痴呆があるため、一応の後始末を自分で行っていてもうまくできていない恐れがある場合、現に行われている状態に基づいて「1．自立」と判断すべきか。介護者が後始末をしなければならないことを想定して「3．直接的援助」と判断すべきか。	現に行われている状況に基づいて判断する。
	留置カテーテルを利用している場合、どのように判断すべきか。	留置カテーテルの操作が行われている状況に基づいて判断する。

4 - 6 排便後の後始末

分類	問	答
選択肢の判断基準	人工肛門の後始末が自分でできる場合、「1. 自立」と判断すべきか。	人工肛門の操作が行われている状況に基づいて判断する。

4 - 7 食事摂取

分類	問	答
項目の定義	厨房台所でのきざみ食の準備は評価せず、食卓で刻む場合は評価する考え方の理由は何か。	通常の食事の準備と一体に実施される場合があることから、区別して評価している。
選択肢の判断基準	介護量には食事にかかる時間が大きく関与するので、食事にかかる時間の程度の設問が必要である。	同様の心身の状況から考えられる所要時間からみて、突出した介護の手間を必要としていると考えられる場合は「特記事項」に記載する。
	固形物が飲み込めないため、エンシュアリキッドのみを摂取している場合、食事摂取の介助として判断すべきか。又は、薬の内服の介助として判断すべきか。	前者とする。
	寝たきりであるが、食物を台所で小さく切る、ほぐす、皮をむく、魚の骨をとる等の準備を行えば、食事摂取は自分で行えるが、昼食時には家族がいないため、一人で食事摂取しなければならない場合、「3. 一部介助」と判断すべきか。	いずれにせよ自分で摂取しているのであれば、「1. 自立」と判断する。
	ほとんど介助なしに自分で摂取可能だが、体調により時には介護側の指示が必要とされる場合、「2. 見守り」と判断すべきか。	日頃の状況に基づいて判断する。例外的に発生する状況については「特記事項」に記載する
その他	1回に1時間を要する場合、審査判定において介護の必要度が突出していると判断すべきか。	同様の心身の状況から考えられる所要時間からみて、突出した介護の手間を必要としていると考えられる場合は「特記事項」に記載する。

5 - 1 清潔

分類	問	答
調査上の留意点 [全体]	調査対象者に十分能力はあるが、調査対象者がすると時間がかかることを介護者が嫌って、常に全介助を行っている場合、「1．自立」と判断すべきか。	「3．全介助」と判断する。
調査上の留意点 [口腔清潔]	自歯がなく、歯磨きを行っておらず、かつ、うがいをさせようとしてもその水を飲み込んでしまう場合、「3．全介助」と判断すべきか。	水を飲み込んでしまっても、それを口腔清潔の行為としており、他に介助が行われていないならば「1．自立」と判断する。

5 - 2 衣服着脱

分類	問	答
項目の定義 [ボタンのかけはずし]	マジックテープを使用している場合、「ボタンのかけはずし」を「マジックテープの着脱」と読み替えて判断すべきか。	調査対象者の能力を総合的に勘案して判断する。
調査上の留意点 [全体]	総合的に判断する場合、調査対象者の能力の勘案も含まれると理解すべきか。	類似の行為を含めて、全く行われていない場合に限って、調査対象者の能力を勘案して総合的に判断する。
その他	朝夕のベット上の座位での着脱はできるが、トイレでの着脱はできない場合、「3．一部介助」と判断すべきか。	より頻度の多い状況に基づいて判断する。

5 - 3 居室の掃除

分類	問	答
項目の定義	男性と女性では行為の頻度等に違いがあり、調査項目としては不適當ではないか。	身の回りの整頓を行っているかどうかも含めて勘案するので、基本的には性別による違いはないものと考え
	第三者が見て、整頓できてないと判断される状況であっても、調査対象者が掃除をする行為をしている場合、「1．自立」と判断すべきか。	掃除の介助が行われていなければ「1．自立」と判断する。
選択肢の判断基準 [全体]	「行っていない」という選択肢が必要ではないか。	現に行われている状況に基づいて判断する。行われていない場合、調査対象者の能力を総合的に勘案して判

5 - 4 薬の内服

分類	問	答
項目の定義	施設入所者で、調査対象者の能力に関係なく施設側で管理している場合、どのように判断すべきか。	施設入所者で施設によって一括して管理されているため、自己管理の機会がない場合、調査対象者の能力を総合的に勘案して判断する。
	項目の定義に「インシュリン等、内服以外のものは含まれない」とあるが、内服以外を含まない理由は何か。	薬の自己管理が行われているか、又は、その能力があるかを評価する項目であり、内服以外は医療関係者による管理が定期的な管理を必要としない場合が多いため、除外している。
調査上の留意点	施設入所者の調査では、掃除、薬の内服、金銭管理等は施設で管理され、調査対象者の能力が判断できない場合が多いが、どのように判断すべきか。	施設入所者で施設によって一括して管理されているため、自己管理の機会がない場合、調査対象者の能力を総合的に勘案して判断する。
選択肢の判断基準	薬の内用について、痴呆のため内服時間を忘れてたり、内服する量がわからなくなったりするが、時間、量を指示すれば薬の封を切る程度で内服できる場合、「2．一部介助」と判断すべきか。	貴見の通り。

5 - 5 金銭の管理

分類	問	答
項目の定義	施設入所者で、調査対象者の能力に関係なく施設側で管理している場合、どのように判断すべきか。	施設入所者で施設によって一括して管理されているため、自己管理の機会がない場合、調査対象者の能力を総合的に勘案して判断する。
調査上の留意点	調査上の留意点において、施設入所者は、能力について調査対象者の状況から総合的に判断し、在宅の者については、介助を受けている状態で判断するとされているが、施設と在宅では項目の定義が異なっていると考えてよいか。	施設入所者で施設が一括して管理しているため、自己管理の機会がない場合のみ調査対象者の能力を総合的に勘案して判断するとしているのであって、在宅の場合、調査対象者の能力に応じた介護を行っていると考えられることから、施設入所者とは異なる判断基準を用いている。
選択肢の判断基準	施設は金銭の管理を行っていないが、家族が行っている施設入所者の場合、「3．全介助」とすべきか。	貴見の通り。
	計算能力のある寝たきりの調査対象者の金銭管理は家族によって行われるのが現実であるが、計算能力のみを評価するのでは不十分ではないか。	管理は身体的な能力等を伴って行えるものであり、単に計算ができることを評価するものではない。

5 - 6 ひどい物忘れ

分類	問	答
項目の定義	「ひどい物忘れ」の範囲について具体的な定義が必要ではないか。	日常生活への支障の有無に基づいて判断する。
	意識障害があって「意思の伝達」が「4.できない」、「物忘れ」が「1.ない」場合と、意識障害がなく「物忘れ」が「1.ない」場合で、一次判定上、その違いは反映されているか。	貴見の通り。
	植物状態のような高度意識障害は、「1.ない」と判断すべきか。	貴見の通り。
	植物状態・意識障害はないが会話が聞き取れないために物忘れの有無が確認できない場合、どのように判断すべきか。	介護者等から聞き取りされた状況等に基づいて判断する。
	財布をどこに置いたのか、何をしようとしていたのかをよく忘れる等の状況があっても、介護者は、高齢者にはよくありがちのこととしてあまり問題としていない場合、実際に日常生活に支障が生じていれば、「3.ある」と判断すべきか。	貴見の通り。

5 - 7 周囲への無関心

分類	問	答
項目の定義	調査対象者が植物状態等の高度意識障害の場合、どのように判断すべきか。	無関心が「3.ある」と判断する。
	寝たきり等で、特に見守り等が必要でない場合、「1.ない」と判断すべきか。	調査対象者の状況に応じて判断するものであり、見守りの必要性のみで判断するものではない。

6 - 3 意思の伝達

分類	問	答
選択肢の判断基準	痴呆のため、食事の直後に「腹が減った、何か食べたい。」という場合、「1.調査対象者が意思を他者に伝達できる」と判断すべきか。	伝達する内容については問わない。

6 - 4 介護側の指示への反応

分類	問	答
選択肢の判断基準	問いかけに対してのみ返答するような場合、自発的な反応とは考えにくい。ため、「3. 介護側の指示が通じない」と判断すべきか。	反応の内容が適切であれば、「1. 介護側の指示が通じる」と判断する。
	1週間に1回程度は介護側の指示が伝わる場合、「3. 通じない」と判断すべきか。	貴見の通り。ただし、頻度を「特記事項」に記載する。
	指示の内容は理解しているがそれに反して行動する場合、「1. 介護側の指示が通じる」と判断すべきか。	適切に反応する場合でなければ、「2. 介護側の指示がときどき通じる」、または、「3. 介護側の指示が通じない」と判断する。

6 - 5 理解について

分類	問	答
項目の定義	病前に痴呆がなく、脳血管障害による意識障害のためコミュニケーションができない場合、どのように判断すべきか。	問題行動等の有無に基づいて判断する。意識障害によって、コミュニケーションができないのであれば、該当する項目について、「2. できない」と判断する。
項目の定義 (イ)	例えば、5月26日生まれの調査対象者が5月16日生まれと答えた場合、誕生日と届け出日の違いかどうかを確認する必要はあるか。	正しい日付と調査対象者からの回答が概ね近似していれば正答として扱う。
	年齢に関する記憶は比較的早期に失われるのに対して、生年月日の記憶はかなり残存するとの専門家の指摘があるが、いずれか一方が答えられても同じ評価としているのは、不適當ではないか。	年齢、生年月日のいずれでも回答できれば、「1. できる」と判断するので、特に差異は生じない。
項目の定義 (ウ)	当初、氏名は答えられないが言えないが、調査員が誘導的に姓を言うと名が答えられた場合、「1. できる」と判断すべきか。	貴見の通り。

7 行動について

分類	問	答
項目の定義 〔全体〕	頻度を反映した選択肢とすべき。	「2．ときどきある」に該当する場合、その頻度を「特記事項」に記載する。
	痴呆があっても問題行動が見られない場合、痴呆がなくても調査対象者の性格等によって問題行動に相当する行動が見られる場合、どのように判断すべきか。	本項目は痴呆の有無を問うものではなく、問題行動が発現しているかどうかを判断するもの。問題行動が性格によって発生していると判断される場合には、その理由を「特記事項」に記載する。
	「日常生活に支障」とは、誰にとっての支障か。	調査対象者、その介護者を含む周囲の人にとって日常生活の支障になる行動が該当する。
	問題行動が起こらないように工夫している場合、どのように判断すべきか。	予防のために行っている対策等があれば、「特記事項」に記載する。
項目の定義 (ウ)	配偶者を他人に寝取られたという妄想は該当するか。	貴見の通り。
	日中昼寝をしているために夜間は眠れない場合は該当するか。	夜間眠れないために日中昼寝をし、日常生活に支障がある場合は該当する。
	薬物治療によって問題行動が抑えられている場合、どのように判断すべきか。	問題行動が発現していないならば「1．ない」とし、その理由を「特記事項」に記載する。
	医師の処方による睡眠薬によって昼夜逆転が発生している場合は該当しないか。	現に生じている状況に基づいて判断する。従って、この場合、「3．ある」と判断する。
項目の定義 (シ)	屋外へ出る場合と室内だけの場合とでは手の掛かり具合が異なると考えるが、どのように判断すべきか。	行為の有無に基づいて判断する。程度が著しい等の場合、「特記事項」に記載する。
	痴呆があり、家に帰りたいために施設内を動き回ったり、近隣の保育所の通園バスに乗り込んだり、施設職員が外出しようとする、同行しようとする場合、「3．ある」と判断すべきか	合理的な目的がない場合、「3．ある」と判断する。
	車椅子等を使用して動きまわる場合も徘徊が「3．ある」と判断すべきか。	貴見の通り。
	調査対象者としては一定の目的を持って動いていても、その目的が非現実的で、客観的には全く意味がないと思われる場合、「3．ある」と判断すべきか。	貴見の通り。
	施設入所において、「家へ帰る」と言って鍵を開けたり、外出しようとする場合、目的があると考え、「3．ある」と判断すべきか。	目的の合理性を勘案して判断する。
項目の定義 (セ)	外出先で疲れてしまい戻れなくなる場合、「3．ある」と判断すべきか。	「1．ない」と判断する。

項目の定義 (ソ)	介護者が見守っているために問題行動には至らない場合、「１．ない」と判断すべきか。	貴見の通り。予防のために行っている対策等があれば、「特記事項」に記載する。
項目の定義 (チ)	環境上の工夫で火元に近づくことがなかったり、周囲の人によって火元が完全に管理されている場合、どのように判断すべきか。	「１．ない」と判断する。予防のために行っている対策等があれば、「特記事項」に記載する。
項目の定義 (テ)	汚れた下着や、おむつを取り替え、たんすの中や一定の場所にしまい込む場合、「３．ある」と判断すべきか。	貴見の通り。
項目の定義 (ナ)	性的発言は含まれるか。	貴見の通り。
調査方法 「全体」	植物状態の場合、どのように判断すべきか。	「１．ない」と判断する。

7 過去14日間に受けた医療について

分類	問	答
項目の定義 〔全体〕	「看護婦(士)、准看護婦(士)によって実施される行為」とは、どこまでの範囲が具体的に示されたい。	看護職員に許されている業務独占行為が該当する。
	デイサービスの際に看護婦により行われる処置のうち特別な医療に該当するものがあるか、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
	看護婦の資格を持つ家族介護者が行う場合、該当と判断すべきか。	貴見の通り。
	在宅の調査対象者で入院中の期間を含む過去14日間に特別な医療に該当する行為を受けている場合、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
	医師又は看護職員の行為に限定する理由は何か。	専門的な知識を有する看護職員に許されている業務独占行為を対象とするものであり、本来これらの行為を行うことが認められる医師についても、同様に扱うものとしている。
項目の定義 (1)	医師の指示に基づき、家族や調査対象者が在宅で留置カテーテル等の処置を行った場合は該当しないと解すべきか。	専門的な知識を有する看護職員に許されている業務独占行為を対象とするものであり、専門的な知識を有さない家族や調査対象者が行う行為は該当しない。
	療養型病床群などに入院している場合、在宅の場合に比して、「点滴の管理」がより頻繁に見られるが、在宅と施設入所の別で判定結果を調整する必要があるのではないか。	医学的管理の必要の程度等に基づき、入所・入院の施設の種類の種類を選択していると考えられ、その状況に基づいて介護の必要の程度を審査判定するため、特に調整等は必要としていない。
項目の定義 (4)	通院して定期的に点滴を受けている場合、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
	尿管瘻は含まれるか。	「12.カテーテル」に含まれる。
	人工膀胱は含まれるか。	「12.カテーテル」に含まれる。
	回腸導管は該当するか。	「12.カテーテル」に含まれる。
項目の定義 (6)	膀胱瘻は該当するか。	「12.カテーテル」に含まれる。
	14日以内には訪問看護などによる看護婦の管理がない場合、該当しないと判断すべきか。	該当しないが、特別な状況があれば「特記事項」に記載する。
項目の定義 (7)	気管切開はしていないが、頻繁に喀痰吸引を行わなければいけない場合、「7.気管切開の処置」に該当していると判断すべきか。	気管切開を行っていないならば、該当しない。
項目の定義 (8)	医師が処方した湿布を自宅で調査対象者が貼った場合は該当せず、訪問看護婦が訪問時に貼った場合は該当すると考えてよいか。	貴見の通り。
	整形外科で物理療法を受けている場合、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
	病院受診時に膝の関節痛への痛み止めの注射を行っている場合、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
	座薬の挿入や鎮痛薬の内服は該当すると判断すべきか。	座薬の挿入や鎮痛薬の内服が看護職員によって行われているならば貴見

	通院時に、腰痛に対するホットパックを行っている場合、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
項目の定義 (1・5・9)	点滴は24時間の持続点滴以外に1日1回毎に抜去するものも含むか。	貴見の通り。
項目の定義 (9)	2～3週間に1回程度の頻度で経管栄養チューブの交換が定期的に行われている場合、調査日によっては「過去14日間」に該当する場合と該当しない場合が起こりうるが、どのように判断すべきか。	該当しないが、特別な状況があれば「特記事項」に記載する。
項目の定義 (12)	自宅で自己間歇導尿を行っており、訪問看護婦が口頭で状況を尋ねている場合、該当すると判断すべきか。	貴見の通り。
	調査日から14日以内に受けていなくても、月1回の定期的な診療において留置カテーテルが使用されている場合、該当すると判断すべきか。	該当しないが、特別な状況があれば「特記事項」に記載する。
その他	痰が多いために頻回の吸引が必要な場合、1日3回の注射が必要な場合、ネブライザーを使用している場合、それぞれどの調査項目に該当するのか。	該当する調査項目はないが、特別な医療に関する「特記事項」に記載してよい。
	腎臓へのカテーテルが腹部を通じて蓄尿パックに接続されているを設置している場合(腎瘻)、該当すると判断すべきか。	管理が看護職員によって行われている場合は該当する。
	下半身麻痺で自己導尿している場合、該当すると判断すべきか。	管理が看護職員によって行われている場合は該当する。